

平成22年（ネ）第1179号 損害賠償請求控訴事件

控訴人（一審原告） [REDACTED] 外

被控訴人（一審被告） 株式会社読売新聞東京本社 外

控 訴 理 由 書

平成22年5月10日

東京高等裁判所 第23民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 瀬 戸 和 宏

同 白 井 晶 子

同 島 菌 佐 紀

同 宮 城 朗

同 日 隅 一 雄

外

第1 はじめに（原判決及び原審の審理の問題点の骨子）

1 原判決の根本的な問題点と本件事件の意義

原判決は「読者の側にも、具体的な投資行動を開始する前には、他の広告媒体による広告に接した場合と同様の慎重な考慮を払うことが期待されているというべきである」と判示し（43頁）、ここに原判決の独自の価値観が表れている。他の広告媒体による広告と新聞広告を同一視する原判決は、新聞広告に対する読者の信頼及びその信頼を基礎とする新聞広告の影響の大きさという社会事象、及び広告媒体は多種多様であり、読者の寄せる信頼も大きな幅があるという現実を無視するものである。原判決が引用している最高裁判決は「右広告に対する読者らの信頼は、高い情報収集能力を有する当該新聞社の報道記事に対する信頼と全く無関係に存在するものではなく」、「新聞広告のもつ影響力に照らし」て、新聞社に調査確認義務を課しているものであり、原判決の価値判断は自ら引用する最高裁判決とも矛盾する。

しかも、本件は、平成電電や設備社、システム社の代表者らが刑事訴追され、有罪判決を受けている（控訴中）のである。これほどの悪質な投資詐欺事件であるにもかかわらず、「読者の側にも、具体的な投資行動を開始する前には、他の広告媒体による広告に接した場合と同様の慎重な考慮を払うことが期待されている」旨の判示は、「騙された方が悪い」というに等しい。

本件は、「安易に信じた読者が悪い」というべき事案ではない。新聞社は、広告掲載により、平成電電の詐欺的商法の道具の役割を果たした。新聞社がその責任を免責されるほどの注意義務を尽くしていたのか、新聞広告が悪用される危険に対して適切な防御をしていたのか、が問われるべきである。

被控訴人らは、本件広告を掲載開始時に本件広告の危険性（事業状況及び財務状況等が開示されない企業への高利の貸付）へ対応してい

ない、極めて不十分な審査を行ったのみである。また、広告掲載開始後、利率、募集額、匿名組合の事業、配当方法等が変化し、実質的に同一の金融商品とはいえない程になっても、また、それまで記載されていた重要な事実が記載されなくなっても、何らの調査審査を行わずに漫然と本件広告を掲載し続けた。このように被控訴人らが、広告掲載にあたって負うべき注意義務に反して掲載を続けたことにより、本件出資募集による被害は著しく広範かつ多額となったのであり、被控訴人らの責任は決して軽視されるべきではない。

2 原判決の判断基準の矛盾

- (1) 原判決は、広告掲載の違法性判断基準を平成元年の最高裁判決に求めており（17頁）、その最高裁判決は「広告内容の真実性に疑念を抱くべき特別な事情」がある場合に、新聞社に真実性調査義務を生じるとしている。

また、被控訴人らの主張の整理の箇所（12頁）でも、被控訴人らの主張は、最高裁判決と同様の主張としてまとめられている。

- (2) ところが、原判決は、その42頁において、突如として「各広告の内容の真実性に具体的な疑念を生じさせる事情であったとはいえない」と判示して、控訴人らの主張を退けている。

しかし、「具体的な疑念」の意味は判然としない。最高裁判決は、「広告内容の真実性に疑念を抱くべき特別な事情」がある場合に、新聞社に真実性の調査義務を課し、その上で広告の掲載をすべきではないとしているのであるから、その疑念が「具体的な疑念」である必要は無く、真実性の調査義務を発生させる程度のもので足りるといふべきである。もし、広告内容の真実性に具体的な疑念を生じさせる事情があるなら、それだけで、新聞社には

広告掲載を回避すべき義務があるというべきであろう。

原判決は、最高裁判決を引用しながら、独自の判断基準を設定したことになる。しかし、原審において、控訴人らは、最高裁判決の判断基準を主張していたし、被控訴人らも、最高裁の判断基準に基づき、違反はないと主張していたものであって、原審裁判所からその点についての主張立証を促された事実もない。

- (3) 更に、例えば、原判決では「10号匿名組合契約の配当可能性の有無が容易に判断できたとは考え難く」と判示する(39頁)。

しかし、最高裁判決は、まず「広告内容の真実性に疑念を抱くべき特別な事情」の有無の判断を求めているのであって、最終的な「配当可能性の有無」という「真実性」の判断を求めている訳ではない。

原判決は、両者を混同し、判断を誤っている。

3 証拠に基づかない事実認定の違法

- (1) 原判決は、第28回金融トラブル連絡調整協議会における東京都の報告が、「一般的に匿名組合契約の方式による出資の募集に対する規制の要否等について述べられた意見」と判示しているが(40～41頁)、この報告は、報告担当者が、平成電電の募集であることが参加者に分かるように説明した上で述べたものであって、匿名組合契約一般論で述べたものではない。トラブル連絡調整会議で、抽象的な議論をしても全く意味がないからである。

原判決の上記認定は、証拠にも基づかないものであり、違法である(立証の用意がある。)

- (2) 原判決は、「本件広告の記載からは、平成電電が本件匿名組合契約の募集を開始して以降、売上高を増加させており、平成17

年1月期には400億円を超える売上高を計上するに至っているように見受けられるのであるから、さらに通信設備に対する投資を増やし、直収線事業の拡大を狙うことを目的とする匿名組合契約の募集が、明らかに不自然であったとはいえない」（40頁）と判示している。

しかし、下線部分については、そのような事実はないし、これらを裏付ける証拠も提出されていない。むしろ、証拠からは、新たな通信設備を購入していないことが立証されている。証拠に基づかない認定であり、違法である。

ちなみに、原判決は、平成電電が「400億円を超える売上高を計上するに至っているように見える」とするが、他方、「当期利益」も「経常利益」も記載を止め、単に「売上高」しか記載しなくなったという極めて重要な事実があるにもかかわらず、このような重要な事実については、一顧だにしていない。証拠を適正に評価しているとは、到底いえない。

4 原判決の判断が社会的常識からかけ離れていること

原判決は、本件匿名組合契約の仕組みを前提とした年8%配当、年10%配当の異常性に全く気付いていない。

原判決は、他に高率の配当を謳う商品があることだけを前提としているが（それも、ほとんどないのであるが）、商品の仕組みの違いを全く無視して、常識から著しくかけ離れた判断をしており、違法である。

本件匿名組合契約は、設備社・システム社が勝手に資金を集めて勝手に機械を購入して、これを、平成電電に借りて欲しいと申し入れるような契約ではなく、平成電電が必要とする機材を、平成電電がメー

カーや商社と交渉して価額を決め、これを設備社、システム社に購入してもらい、この購入価額に基づき、リース料総額が決定し、毎月のリース料が支払われるというものである。いわゆるファイナンス・リースであって、金銭の借入と経済的にはほぼ同様である。毎月支払われるリース料は定額であり、キャピタルゲイン（保有していた資産の値段が変動することによって得られる収益）を得るものではない。

これに対して、他の投資商品は、購入対象物件自体の価値に着目して、そのキャピタルゲインや得られる収益（不動産投資なら賃料、株式なら配当など）から配当するものであり、本件商品とは全く性質が違ふ。

裁判官が、本件匿名組合契約の仕組みがファイナンス・リースであることを理解でき（新聞各社は、当然、そのように理解している。）、金融機関の貸出利率（例えば、住宅ローンの借入利率でもよい）を承知していれば（新聞各社は、当然、承知している。）、この配当率が、健全とはいえなくても普通程度の会社にとっては、ほとんど考えられないほど異常であることが分かるし、ひいては、平成電電の信用状態に疑問を生じるのが普通である。因みに、実質年率については、訴状添付の「リース契約利回り計算表」のとおりである。また、10号匿名組合契約以降、広告内容では、出資金に対し毎月定額の支払いをすることになっている。これを実質年率で計算すると17%になることが容易に理解できる。

この点2点については、経済・金融に関する極めて常識的な範疇に属する事項であって、控訴人ら訴訟代理人は、立証の必要もないと考えていた。

しかし、原審で予想外の判断が下されたため、意見書を提出したい。

5 審理の不十分であること

(1) 本件匿名組合契約の募集広告は、平成15年から平成17年9月まで続いたものであるが、その間、広告内容について、次のとおり、重要な変更が度々なされている。

例えば、

- ① 関東、関西、東日本、西日本という名称の匿名組合が、第5号以下、数字となった
- ② 5号匿名組合以降、「当期利益」が消えた。
- ③ 設備社の代わりに「システム社」が営業者となった（その後、再び「設備社」となり、更に「システム社」となった）。
- ④ 9号匿名組合以降、「経常利益」が消え、売上高になった。
- ⑤ 10号匿名組合以降、配当は年10%となり、支払も元利金となった。
- ⑥ 10号匿名組合以降返済期限が5年から6年となった。
- ⑦ 10号匿名組合以降募集額が50億円に増額された
- ⑧ 16号匿名組合以降アドバイザー証券会社、監査人、法律顧問、会計顧問の固有名称が消えた。
- ⑨ 18号匿名組合契約から証券会社が消えた。
- ⑩ 18号匿名組合契約から募集額が100億円に増額された。

これらの変更については、その直前の広告原稿を元にして、変更部分を訂正する旨の連絡が被控訴人らにあったはずであり、被控訴人らはそれらの変更について認識していた。それにもかかわらず、その都度、被控訴人らが、平成電電や設備社・システム社から何らかの報告を受けたり、質問をしたとの主張も立証も無い。主張がないと言うことは、何もしていないということであろう。

(2) 証人尋問の不採用による審理不届

本件広告内容等から、控訴人らの主張する疑問が生じることは極めて合理的であり、これらの疑問が生じることを立証する上でも、被控訴人らの広告審査担当者の証人尋問は必要と判断されるが、原審では、これらの証人尋問をすべて却下しており、審理が尽くされていない。

以下、上記の概要を補充する。

第2 広告掲載の違法性判断基準について

1 原判決の判断基準

原判決が引用している最高裁判決の判断基準は、昭和44年から45年にかけて、朝日新聞社、日本経済新聞社、毎日新聞社が発行する新聞紙に日本コーポ株式会社のマンション分譲広告が掲載され、これを見た消費者がマンション購入契約を結び、内金の名の下に相当多額の代金を支払ったところ、日本コーポが倒産したため、マンションが建設されないまま、分譲マンションの引渡しを受けることも、代金の返還を受けることもできない状態となったという事件（いわゆるマンションの青田売りにかかる事件で、「日本コーポ事件」と呼ばれている）にかかる平成元年判決で示されたものである。

なお、最高裁判決も原判決も「特別の事情」という表現を用いているが、よくよく考えると、「疑念を抱くべき特別の事情」と「疑念を抱くべき事情」との違いはない。「特別」という表現には、特段の意味は見いだせない。すなわち、「特別の事情」とは、真実性に疑問を生じ、調査確認（その程度は、後述する。）が必要と認識される程度の事情である。なお、前述したように、最高裁判決は、「具体的な疑

念」とは、判示していない。

2 「不測の損害を及ぼすおそれがあることを予見し、又は予見しえる」 ことについて

日本コーポ事件から今日まで、極めて多くの投資関連大規模被害が発生していることは、周知の事実である。

一般大衆から広くお金を集めるには、信頼されている大手新聞紙に広告を掲載するのが最も有効な手段の一つである。言い換えれば、広告を大手新聞紙に掲載することにより、広く大衆から多くのお金を集めることができることを意味するが、このことを裏返せば、大規模消費者被害を引き起こす可能性も高いということである。

他方、お金を集める手段としての商品も複雑・多様化しており、理解が難しく、リスクもわかりにくい商品が、一般大衆に販売されている。このようなリスクの分からない商品に信頼性を持たせるための極めて有効な手段が、大手新聞紙と言われる三大新聞と日経新聞に広告を掲載することである。そこで、お金を集めようとする事業者も、高額な広告料を支払ってでも、大手新聞に広告を掲載しようとする。そして、これら大手新聞紙に掲載された広告への信頼が高いがゆえに、広告に問題がある場合には、広告を信頼した一般大衆が被害を受けることになる。

したがって、一般大衆からお金を集める内容の広告については、「真实性に疑念を抱くべき事情があれば」当然のこととして、「読者らに不測の損害を及ぼすおそれの有ることを予見し得る」ことになる。

大手新聞各社も、このことを承知しているから、一般的に、広告内容について審査、調査をしている。

3 調査・審査の基準（消費者保護の視点が第一義であること）

(1) 財団法人新聞広告審査協会は、日本コーポ事件が発生した年である昭和46年、朝日新聞社や日本経済新聞社らが寄付行為者となり、以下の設立趣旨を掲げて設立された（本件の被控訴人らはすべて同協会の会員となっている。）。

〈設立趣旨〉

- ① 消費者基本法の精神にのっとり、虚偽・誇大な広告から消費者を守る
- ② 広告を真に生活に役立つ情報とするため、広告媒体側における自主規制体制の強化と確立をはかる
- ③ 広告審査は消費者との接点で行われるものであり、常に公益的立場を自覚して業務を遂行する

また、運営の基本方針は次の通りであり、ここでも、消費者保護を真っ先に掲げている。

〈運営の基本方針〉

- ・ 消費者保護：当協会の広告審査は、消費者保護の観点に立って行う
- ・ 相互独立：当協会の審査活動は、運営に参加する会員社、もしくは協会の審査結果を利用する媒体社・広告会社の拘束を受けることなく、また逆に拘束することもない。その意味で、相互独立であり、各個の広告掲載の可否判定の責任はそれぞれ媒体社が負う。

このように、広告内容の審査は、消費者保護の観点を第一義とすべきとされている。

このような審査基準の考え方は、同協会内部の基準に限られるものではなく、広く、新聞広告一般について、当てはまる内容で

ある。

(2) 社会の価値観の変動

日本コーポ事件は、昭和44～45年の広告が問題とされ、平成元年に最高裁判決が言い渡された事件である。本件において問題としている平成電電匿名組合に関する出資募集の広告は、平成15年8月から掲載され始め、平成17年9月まで掲載され続けていたものである。

平成12年に成立した消費者契約法は、事業者と消費者との間に情報格差のあるという極めて当たり前の事実を法律で明文化している。情報の量の違いは、消費者の調査能力の限界も当然の前提となっている。消費者保護基本法は、平成16年に消費者基本法に改正された。

その他、消費者保護の観点に立った製造物責任法や金融商品販売法その他消費者関係法の成立、改正は枚挙に暇がない。

新聞各社には、消費者の調査能力を補填し、情報格差を埋めること、少なくとも、消費者被害を引き起こさないことが求められている。

(3) まとめ

以上のような社会の価値観の変動も相まって、新聞広告の持つ影響力からすれば、広告を掲載する以上は、消費者保護の観点に立って、掲載の可否が審査判断されなければならない。

4 「疑念を抱くべき（特別の）事情」の有無の判断基準

- (1) 大手新聞紙の広告に対する一般大衆の信頼の高さ、消費者保護の観点を第一義とすべきであることからすれば、広告内容の審査を「真実性に疑念をたくべき特別の事情」を「具体的な事

情」と置き換え、その具体的な事情のない限りする調査の必要のないかのごとく判示する原判決は時代に逆行するものと言わざるを得ない。

消費者保護の観点が特に必要とされる一般大衆からお金を集める内容の広告では、その広告内容から「不測の消費者被害をもたらす危険」を感じるなら、消費者保護に欠けることないように、調査すべき義務が生じるというべきである。

- (2) 次に、その義務に違反したときに損害賠償責任が生じる「調査すべき義務」の内容や程度については、新聞社が能動的、積極的に危険のないことの資料を探索するような義務ではなく、広告主に対し、消費者保護の視点から、危惧を払拭させる資料の提出を求めることである。

この調査義務を課すことは、新聞社に過渡の負担を強いることでは全く無い。

もし、広告主が危惧を払拭できないのであれば、広告主の申し出を「謝絶」すればよいだけである。新聞社が広告収入を得るために、消費者にリスクを押しつけてよい道理は全く無い。

もし、最高裁判決を、新聞社に能動的・積極的な調査義務を求めていると解釈するのであれば、それは、明らかな誤りである。新聞社には、能動的・積極的な調査をしてまで、新聞広告の掲載をしなければならない義務を広告主に負っている訳ではないからである。

結局、最高裁判決は、「疑念を抱くべき特別の事情」がある場合には、その疑念が払拭されない以上は、掲載すべきではない、と判示しているに過ぎない。

- (3) その疑念を抱くべきとする判断の水準については、最高裁

判決が「広告に対する読者らの信頼は高い情報収集能力を有する当該新聞報道に対する信頼と全く無関係に存在するものではない」ということから、新聞社の高い情報収集能力に応じた程度によることになる。原判決が「取材活動を行っている記者の認識が広告掲載の可否の審査に直接反映されない事態が生じることはやむを得ないことというほかない。」(43頁)と論じているが、その可否は別として、これは「疑念を抱くべき特別の事情」の有無についての判断であり、判断の水準についてのことではない。

- (4) なお、疑念を抱くべき事情の有無の判断に当たっては、当然のことではあるが、諸事情が有機的に関連しているのであるから、一つ一つの事情を隔絶分断して判断するわけではない。

年利10%の約定の借入れをしたと仮定した場合、たとえば、その借入額が1万円程度であれば、資本金10億円程度の会社であれば、通常はそのことで会社の経営が問題となることはない。しかし、年利10%の借入れが10億円とか100億円になった場合、資本金10億円程度の会社でやって行けるのかは自然と生じる疑問となる。

但し、社会の一般常識でいえば、年10%もの高利の借入れをしなければならない状態にあるという事実それ自体で、その会社の経営状況に疑問を持つのが常識であるから、例え少額であったとしても、なぜ、それほど高利の借入れをしなければならなかったか、と尋ねるのが普通である。

さらに、商品の一般的な危険性についても、消費者保護規定のない匿名組合契約であることや、購入者が自ら商品の安全性を判断する場合に平成電電が非上場会社であって情報を得る

ことができない、という事情も考えなければならない。新聞広告では、当初は「当期利益」や「経常利益」が記載されていたが、この記載も次第に掲載されなくなり、消費者は、平成電電がどれくらい利益を得ている会社なのかを知る資料を入手できなくなっている。

5 原判決における消費者保護の視点の欠如

なお、原審では、平成電電が順調に電気通信事業を発展させ、また、社会的意義のある活動をしていることがうかがわせる報道がされていたことなど（31頁）を指摘するが、これらの事実は、投資商品の広告を掲載する上で、消費者保護の視点からは、全く無意味である。

必要なのは、本件広告内容となっている商品の危険性、すなわち、一般大衆（読者）に対する損害発生の危険性から見た場合の平成電電の経営内容である。また、それらの情報が開示され、一般大衆が容易に入手できるかどうかであろう。

6 控訴人ら主張の「一般的調査確認義務」についての誤解

原判決は、控訴人らの主張を次のとおりにまとめている。すなわち、「一般的調査確認義務」は、「広告の内容それ自体、広告主側から提供されている事実関係、当該新聞社が現に知り又は知りうべきであった事実関係等を判断の前提とし、【中略】大手新聞社の能力に照らして、その広告内容の信ぴょう性をにわかに首肯し得ないような抽象的危険、つまり違法行為の懸念はないか、社会的妥当性から逸脱する虚偽誇大広告ではないか、事業計画の採算性に無理がないかなどの懸念が看取されるかどうかを検討する一般的調査確認義務を負っていると解すべきである」（5頁）。しかし、原判決では、この主張に対する

判断がなされていないように思われる。

控訴人らは、「疑念を抱くべき（特別の）事情」がある場合に新聞社が行うべき真実性の調査義務（つまり、ある程度具体的且つ詳細な検討等を要する調査を行う義務）を、疑念を抱くような事情もない状況下で一般的にそのような調査義務がある、と主張しているものではない。

控訴人らは、新聞社が「危惧を生ずべき（特別の）事情」のあることに気がいたら真実性の調査義務が生じるのではなく、客観的に「危惧を生ずべき（特別の）事情」が存在するにもかかわらず、これを新聞社が見落として何もしなかった場合には、最高裁判決にしたがって新聞社に責任が生じると考えているが、この場合の義務違反を端的に表現すれば、第一段階での「一般的調査確認義務」違反、ということになる。

原判決の趣旨が、新聞社に、控訴人らが主張する「一般的調査確認義務」程度の確認義務もないとする趣旨なのであるとすれば、「疑念を抱くべき（特別の）事情」は、どのような場合に生じるのであろうか。広告の内容さえ全く判断する必要がない、というのであろうか。

- 7 「元本及び配当の保証がない」ことの記載は、新聞社の責任を免責しないこと。

原判決は、「元本及び配当の保証がない」との記載や、配当金の原資が平成電電から得られる通信設備の賃貸料収入であり、この賃貸料が平成電電の倒産等により契約期間中定常的に支払われないおそれがある旨の記載があるなど、元本の返還を保証して出資を募るものではなかった（31頁）ことを強調しているように読める。

もし、このような記載をしさえすればすべて免責になるのだ、と裁

判所が考えるのであれば、誤りである。それでは、もはや、すべての金融商品の広告は、この記載の有無だけを判断すれば、新聞広告を掲載して良いことになる。

事業者の倒産の危険は、どの事業者でもある。

問題としているのは、そのような一般的な事業倒産ではない。本件の平成電電匿名組合による出資の募集において、それぞれの広告募集の時点において、仕組みやリスクその他の重要な情報が正しく説明されているか、その説明されているとおりに行われているか、配当の可能性がほとんど無いのにあたかもほぼ確実なような説明をして募集をしたりしていないか、倒産の危険性が高いのではないか、ということである。

第3 本件商品の危険性は、新聞社であれば、容易に見破ることができた。

1 消費者保護視点からは、本件商品自体の合理性や実現可能性が問題とされなければならない。また、その判断の為の資料が開示されあるいは入手できるようになっているか否かである。平成電電が順調に電気通信事業を発展させていることや平成電電が社会的意義のある活動をうかがわせる報道がされていたことなどは（31頁）、本件投資広告の掲載判断においては、消費者保護の視点から、ほとんど意味のない事項である。

2 本件広告対象商品は、審査報告書（乙 G あ第24号）によれば、その実体は、素人でなければ、ファイナンスリースであることが、容易に理解できる。すなわち、本件は、平成電電が、平成電電設備を使って、匿名組合形式により資金調達をするための方策であることがわかる。

すなわち、平成電電が支払う賃借料（リース料）が、出資者に対する返済（配当＋元金）の原資になることが分かるから、これは、「賃貸借」と書いてはあるが、広告審査協会で調査を担当した人も、被控訴人ら大手新聞社に入社するほどの人達であれば、これが、ファイナンスリースであることは、誰でも分かる。まさか、ファイナンスリースではなく、通信機器という動産の賃貸借（レンタル）だと誤解するような人はいないだろう。

10号匿名組合契約以降は、6年間で元利金を支払う内容に変更されるので、本件がファイナンスリースであることは、より一層明確になるから、（担当者には失礼であるが）仮に、新聞広告審査協会の担当者や大手新聞社の担当者が、最初の関東匿名組合から9号匿名組合まで「レンタル」だと誤解していたとしても、さすがに、10号匿名組合契約以降は、「ファイナンスリース」だと分かる。

また、年8%を配当するということは、運営費用を加えれば、年8%を超える高利で平成電電がお金を借りるのと同じことだ、ということも分かる。

5年後には、元金も返済しなければならない、ということも分かるだろう。

通信機器は、日進月歩の技術の進歩により、5年後にはほとんど無価値であることもわかる。その通信機器を5年後に購入代金で処分できると考えるような社会人は皆無であるから、結局5年間のうちに、年8%以上の利息と元金相当額を返済するだけの収益を得なければならない、ということも容易に理解できる。

それほどの高収益を上げられる商売があるだろうか、と考えれば、ほとんどない、というのが常識である。

投資をした人が損をする（元金割れする）可能性が著しく高い、と

いうより、ほぼ、確実に損をするだろう、ということも分かる。(分からないまでも、そういう危惧を持つのが当然だろう。)

この商品は、消費者保護の点からは、極めて問題があるという結論しか導かれない。

したがって、この支払の確実性について資料を出してもらえなければ、消費者被害を発生させる危険が高いから、この広告は掲載できません、と断るだけの話であった。

元金を保証するものではない、と記載すれば良いという問題ではない。リース料を返済原資とするのであるから、会社が潰れない以上は、全額返済されるはずであると考えるのが常識である。

そこで、会社が潰れないか、という危惧が生じる。5年間で年8%相当の利息を含めて元利金を返済しきれぬのだろうか、という心配もある。

原審は、「平成電電の信用状況が疑問視されるような状況になかった」というが、逆に平成電電の信用状況が良い、という記事もない。当時の貸出し金利の水準（長期国債は1.5%以下、短期国債は0.004%以下）からみれば年8%を超える超高利の融資受けるのと同じ行為をしているのであるから、この事実だけで、平成電電の信用状況を疑問視できる、というのが経済社会の常識である。

もし、平成電電の信用状況に問題が無ければ、大手リース会社ももっと遙かに低い利率でのリース契約を提供している。

- 3 原審では、他の投資商品と比較して、問題がないかのような認定をするが(27頁)、これは、他の投資商品と本件商品との違いについての無理解による。

本件は、通信機器購入の資金であり、他の投資商品中に、これと同

種類のものはない。

原判決中、被控訴人らの主張の整理として「平成電電の負担するリース料の総額も平成電電の業績に応じて変動することになるから、平成電電が、本件匿名組合契約において募集されている金額全額について直ちに返済義務を負うことにはならない」とまとめられているが（14頁）、この主張が誤りであることは、明白である。本件の実体はファイナンスリースであるから、平成電電の業績にかかわらず、全額の返済義務を平成電電は負担するのである。

被控訴人らが引用する他の高利回り商品は、運用実績に応じた配当がされるものであるが、本件匿名組合による配当については、平成電電の実績にかかわらず、支払われるべき性質のものである。

不動産投資（リート）では、資金を不動産に投資して、賃料のほか、購入した不動産の値上がり益（キャピタルゲイン）を見込めるし、最終的に、値下がりしても、値下がりした範囲での損失の回復は可能である。しかし、本件では、キャピタルゲインは絶対がない。購入する通信機器には市場性もなく、減価することはあっても値上がりすることは、絶対がない。これも常識の範疇である。

他の金融商品も本件匿名組合契約とは内容が全く違うので、他の高利回りの商品の広告が掲載されているからといって（そもそも、そのような広告もほとんどないし、その広告を掲載したのは被控訴人らであるから、その掲載のあることを主張しても、全く無意味だろうが、それはさておく。）、それらと比較することは、全く意味がない。

- 4 以上の事情だけでも、消費者保護を第一義とする新聞広告では、平成電電から、支払い能力（平成電電の事業全体での収益力や直収線事業の収益力など）に関する資料が提出されないのであれば、広告掲載

を拒否すべきであった。

もし、資料が提出されれば、監査法人の意見が不表明とされている決算しか提出されないことが分かる。

監査法人の意見不表明という事実は、いわゆる粉飾決算をしているということと同義であるから、このような会社への投資をもとめる広告が拒否されることも明らかである。

第4 消費者からも不安の声があった。

1 一般消費者からも、高配当率に疑問の声が上がっていた。

予定基準配当8%及び10%が異常な高率であったことは、一部の一般消費者からですら、その信用性についての疑問や不安の声が上がっていたことから、明らかである。このことは、独立行政法人国民生活センターのPIONEER情報で分かる（書証として提出する用意がある。）。

このように、一般消費者から、各地の消費生活センター及び国民生活センターに対して、8%や10%の高利回りについて、信用できるのかという問い合わせが多数寄せられていることから、一般消費者ですら、予定配当率8%や10%は、異常な高利回りであるという感覚を持っていることが分かる。

2 原審は、第28回金融トラブル連絡調整協議会における東京都の報告が、「一般的に匿名組合契約に方式による出資の募集に対する規制の要否等について述べられた意見」と判示しているが、証拠に基づかない判示であり、違法である。

報告担当者のお話によれば、平成電電の募集であることが参加者に分かるように説明した上での意見であったということである。このような連絡会で、抽象的な議論をしても全く意味がないのである。（立証

の用意がある。)

第5 その他疑義を生ずべき事情

1 当初の広告掲載

当初の広告だけでも、消費者保護の観点からは、十分すぎる疑問が生じていることは、前述のとおりである。

なぜ、年8%を超えるような高利の借入（本件の実質は借り入れである。）をしなければならないのか。それほど、会社の経営状況が苦しいのか。年8%を超える借り入れを20億円もして大丈夫なのか。なぜ、消費者保護の規制のない匿名組合契約なのか。非上場会社である平成電電から適正な情報提供はされ、購入希望者は適正な情報を入手して、正しく判断できるのかなどなど、数えればきりが無い。

2 さらに、平成17年9月まで継続した新聞広告では、以下のような疑問も加わる。

① 際限なく続く募集

本件では、出資目標総額は20億円であり、その金額に達した時点で、募集受付終了の予定となっていた（乙Gあ第24号）。

しかし、実際には、訴状添付「平成電電匿名組合契約一覧表」記載のとおり募集が継続し、被控訴人らは、広告を掲載し続けた。

関東・関西・東日本・西日本という名称の付いていた「平成電電匿名組合」は、第5号、第6号・・・と数字に置き換わった。

当初の計画はどうなっているのかは、素朴に生じる疑問である。しかも、本件広告で募集する資金は、平成電電が、5年間に高利の利息を付けて返金しなければならないものである。そもそも高利の借入をそれほど巨額にして大丈夫なのか。

募集額が増加すれば、それだけ、返済すべき元利金が増加する。元金は、かならず減価して限りなく無価値となる通信機器の購入に費消されている。それほどの収益を、5年間という短期間に上げられるのだろうか。元利金を返済できるのだろうか。

設備投資に幾ら必要なのか、いつまで続くのか、もしかしたら、自転車操業に陥っているのではないか。

素朴な疑問である。

被控訴人らが、募集を継続する途中で、なにか事情を聴取したとか審査をしたという事実を主張も立証もしていない。

- ② 5号匿名組合の募集広告以降、「当期利益」が掲載されなくなった。募集する側からすれば、利益を出している会社であることを知らせた方が募集をしやすいのになぜ記載を止めたのか。赤字になったか、利益が極めて少額であり、これを記載すると、かえって募集に支障をきたすからではないか。

この点について、被控訴人らが、何か事情を聴取したとか審査をしたという事実についての主張はない。

- ③ システム社による募集（6号匿名組合以降）

本件匿名組合契約は、当初、設備社を利用した募集行為であったが、途中から、システム社に募集の名義を替えている。この段階で、どのような説明を受けたのかについて、被控訴人らが、何か審査をしたという主張も立証もされていない。

- ④ 9号匿名組合以降、「経常利益」も記載されなくなった。

すでに5号匿名組合以降、「当期利益」が記載されず、今度は「経常利益」も記載されなくなった。平成電電が赤字会社になったのではないか、という強い疑問が生じる。幾ら売り上げがあがっていても、赤字なら、支払いはできない。そういう状況の中で

高利の借入を続ければ倒産は必至である。高利の借入を続けるのは、自転車操業に入ったのではないか。

この記載事項の変更が何故されたのかについて、被控訴人らがどのような説明を受けたのか、何か質問をしたのかについても、何らの主張がなされていない。

⑤ 10号以降 年10%の募集と元利金同時返済

10号以降では、配当が年10%となった。

8%でも高利なのに、10%も大丈夫なのか。しかも、この利率は出資者に支払う分だけであり、実際の経費を加えるとさらに高利になるし、元金も同時に返済していくということになれば、実質金利は異常なほど高いことになる。なぜ、わざわざ自分の首を絞めるような高金利の借入れなければならないのか。通常、このような事態は、資金繰りに窮して、まともな資金集めができなくなっている時に行われるもの、というのが社会の常識である。当時も現在も、年3%程度でも十分に高利である。年8%を、例えば年5%に引き下げるといふのなら、まだ、分かる。

平成電電に何かが起きている、と考えるのが、常識である。計画では、20億円だったものが、一回の募集額が50億円となっている、18号以降は100億円にまでなっている。

しかし、この間、被控訴人が何かを調査したとかいう主張は皆無である。

⑥ 年10%で続く募集。募集額の増額

しかも、各社は毎月3回ずつ以上の広告を出している。

募集額50億円になった。それほど、お金が必要なのか。

当初の予定はどうなったのか、やはり自転車操業ではないのか。自然にわき出る疑問である。

しかし、これらの点についても、被告訴人が何かを調査したという主張は皆無である。

- ⑦ 第16号匿名組合募集広告からは、証券会社、監査法人、法律顧問、会計顧問の固有名称が記載されなくなった。その名称が出ることで、当該証券会社、監査法人、弁護士、会計士の宣伝になる。何故、記載しなくなったのか。名称を載せるな、という苦情の申入れがあったのではないか。そうであれば、なぜか。

原判決では、これら専門家がかかわっていることを信用できる事実の一つとして掲げているが、そうだとすれば、逆に、固有名称を出せなくなった事実は、疑念を抱くに十二分な事実である。原判決は、このような重大な事実については、やはり、目を背け続けている。

これらの事実についても、被控訴人の主張は皆無である。

- ⑧ 第18号匿名組合募集広告からは、証券会社の存在さえ消えた。

証券会社が見切りをつけたのではないか。この点も、固有名称が記載されなくなったことと同様に、極めて重要であるが、原判決は目を背け、被控訴人らが、この点について、何か調査をしたとの事実もない。

- ⑨ 第18号匿名組合募集広告からは、募集額が100億円に増額された。「年10%をはるかに超える高利の借入をそれほど巨額にしても大丈夫なのか？」と思うのが、極めて素朴な感覚である。

被控訴人らが、この点について、何か調査をしたとの事実もない。

第6 被控訴人らの責任

- 1 新聞広告を掲載した新聞社が、一定の場合に、新聞広告を見て、契

約をして損害を受けた読者に対して、損害賠償責任を負うべきことは、前記最高裁判決が認めるところである。

- 2 控訴人らが契約をしたのは、広告を契機としていることは、立証済みである。

確かに、控訴人らは、その後、設備社等から資料の配布をうけているが、それによって、被控訴人らの広告の掲載と被害との因果関係が中断されるものでもない。

控訴人らになにがしかの落ち度があるとしても、そのことにより、被控訴人らが、その責任が、全面的に免れることはあり得ない。

- 3 なお、控訴審における請求額は、控訴人らが出資をした金額から、これまでに設備社、システム社から支払を受けた金額を控除した金額の2割とこれに対する弁護士報酬相当額（請求額の1割）である。

以上